

市内企業人材確保推進事業業務委託仕様書

1 業務名

市内企業人材確保推進事業（以下「推進事業」という。）

2 事業の趣旨

遠野市総合計画の基本構想の共通優先方針に掲げる「産業振興・雇用確保」を推進するため、国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金による推進事業を実施する。

3 業務の目的

新卒者の地元就業者の減少、若年層の流出により懸念される労働力不足による地域経済の衰退を防ぐため、市内事業者等との連携により、市内企業の魅力向上及びデジタル技術を活用した遠野の魅力発信を行うことで、若年層を対象に市内企業への就職を促進させる。

また、若年層の流出防止及び就労を機会とした UI ターンを促進させることで、本市に移住する若者など生産年齢人口の社会増を目指す。

4 業務目標

- (1) 市外に住民登録する方が本事業に参加する市内企業に就職した人数 60 人
- (2) オープンファクトリー参加者数 580 人

5 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

6 実施場所

遠野市内及び岩手県内又は岩手県外

7 業務内容

本業務の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

- (1) オープンファクトリー遠野しごと展（以下オープンファクトリー）の開催

ア 開催目的

市外在住者で遠野市への就職を考える大学生・UI ターン希望者、市内在住の小中高生及びその保護者が遠野市内に事業所を置く企業（以下「市内企業」という。）への理解を深め、市内企業への就業者を確保することを目的とする。

イ 業務内容

- (ア) オープンファクトリーの企画・運営・管理及び参加企業の募集

- a 市内企業が工場等の自社敷地内で来場者に対して資料やプレゼンター

ションによる企業の魅力を紹介する場を設ける。来場者が市内企業を訪問するための交通手段を確保する。

- b 市内企業が市内においてブースを設置し、来場者に対して資料やプレゼンテーションによる企業の魅力の紹介や自社の事業に関連したワークショップ、求職者との就職相談を実施する場を設ける。
- c 開催時期 令和6年7月から12月までの間
- d 開催場所 遠野市内
- e 開催日数 2日以上
- f 参加企業数 15社以上

募集する参加企業の内訳は以下とする。

- (a) 令和4年度及び令和5年度オープンファクトリー及び事前研修会参加企業 10社以上
- (b) 令和4年度及び令和5年度オープンファクトリー及び事前研修会参加企業を除く市内企業 5社以上

(イ) 参加企業向け研修会の企画・運営

a 開催目的

受講者が自社の魅力を考えることで、仕事のやりがい、働くことについての意義、社会で果たす役割に気づき、効果的に自社をPRできる人材を育成することを目的とする。

b 業務内容

7(1)イ(ア)f(b)の参加企業に対して会社の魅力を分かりやすく来場者に伝えるための方法及びワークショップの企画運営方法を学ぶことができる内容とする。

c 実施回数

1社あたり3回以上

(ウ) 広報

a 目的 オープンファクトリーの目的を達成するための広報活動を行う。

b 業務内容

(a) ホームページ及びSNSアカウントの運営

SNS運用媒体数は3媒体以上とする。

(b) 告知用チラシデータ(A4)の作成及び印刷(3,000部)

(c) 参加企業のPR動画作成(令和4年度及び令和5年度の推進事業で動画を作成した参加企業を除く)

動画の時間は各企業3分以内とする。

(エ) アンケートの実施

参加企業及び来場者に対しアンケートを実施し、事業効果等について調査

及び集計を行う。

(オ) 活動内容の報告

本市ホームページ等に掲載するための活動内容の報告書を作成する。

(2) 出張遠野展の開催

ア 開催目的 遠野市外に居住する方が遠野市の仕事や暮らしについて知る機会を設ける。

イ 業務内容

(ア) 出張遠野展の企画・運営

遠野市を除く岩手県内又は岩手県外において資料等を展示した会場において、来場者に対して遠野の魅力について紹介する。

a 開催時期 令和6年8月から令和7年2月までの間

b 開催場所 遠野市を除く岩手県内又は岩手県外

c 開催回数 1回以上

d 開催日数 1日以上

(イ) 広報

a 目的

出張遠野展の目的を達成するための広報活動を行う。

b 業務内容

(a) 遠野しごと展ホームページ及びSNSアカウントでの告知

(b) 告知用チラシデータ(A4)の作成

(ウ) アンケートの実施

来場者に対しアンケートを実施し、事業効果等について調査及び集計を行う。

(3) 遠野の魅力発信事業

ア 目的 デジタル技術を活用したウェブ広告等による情報発信を行う。

イ 業務内容

令和4年度及び令和5年度の推進事業で作成した映像、令和5年度遠野の魅力発信プロモーション映像作成業務で作成した映像等を活用した移住及び就職に関するイベント及び遠野市しごとのサポート制度等を周知するウェブ広告

ウ 実施時期 令和6年7月から令和7年2月

エ 実施媒体 3媒体以上

オ 効果測定

媒体ごとの広告表示回数等の目標値や効果測定の手法は自由提案とする。

(4) その他

業務内容に関連がある独自提案及び追加提案を行うことを可能とする。

8 業務実施上の留意事項

(1) 対象とする経費は、人件費、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品、印刷

製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加工費、原材料費、委託料、広告費、その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とする。

なお、以下の経費は対象外とする。

ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費などの特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

オ その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

- (2) 財産取得等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本業務の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。
- (3) 当該事業費において取得した財産等を本市の事前の了解等無く無断で廃棄、他者譲渡、他事業利用等することはできない。
- (4) 委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

9 成果品

実施内容を記載した報告書を以下のとおり提出すること。

- (1) 実施報告書 紙媒体1部及び電子データ
- (2) オープンファクトリー参加企業のPR動画データ（mp4形式）

10 納期

成果品については、令和7年3月14日（金）までに納品すること。

11 業務報告

- (1) 随時の報告

本業務に関連し、市が調査又は報告を求めた場合については、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

- (2) 立会検査

本業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の本業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注した者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

- (3) 業務完了届

受注した者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

12 委託料の支払

本業務の委託料は、本業務に係る検査が完了した後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

13 権利の帰属

本業務により作成されたものの利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から市に移転することになる。

14 再委託等の制限

- (1) 業務受注者は、本業務の全部又は本業務の総括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 業務受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。
- (3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

15 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

16 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

17 契約変更

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、受注者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
 - ア 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
 - イ 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
 - ウ 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
 - エ 行政目的上、この契約の内容について協議し、及び本契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。
- (2) 前記（1）に定める協議が、協議開始の日から 14 日以内に整わない場合には、変更の内容は遠野市が定めるものとする。

18 損害発生時の処理

- (1) 受注者は本業務の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が遠野市の席に帰する理由による場合を除き、事故の責任において処理しなければならない。
- (2) 受注者は、損害の賠償に備え、あらかじめ損害賠償責任保険へ加入するなど必要な措置を講じるとともに、その内容を遠野市に報告するものとする。
- (3) 受注者は、事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を遠野市に報告するものとする。

19 その他

本業務の履行において生じた疑義についての取り扱いは、その都度市と受注者で協議の上決定する。